

## 厚生労働省「ものづくりマイスター」認定申請要領（申請者用）

## （目的）

若者のものづくり離れ・技能離れが見られる中、若者が進んで技能者を目指す環境の整備や産業の基礎となる高度な技能を有する技能者の育成が課題となっており、若年技能者の育成、技能尊重気運の醸成を図る必要があります。

このため、「ものづくりマイスター制度」を設け、認定されたものづくりマイスターが、広く若年技能者の育成支援及び技能継承支援の活動を行うものです。また、「ものづくりマイスター制度」に基づく活動とは別に、小中学生を対象としたものづくり体験教室や製作実演などの地域における技能振興を図るための事業にご協力をお願いすることがあります。

（注1）ものづくりマイスターの登録は、雇用の紹介・斡旋をするものではありません。

（注2）「ものづくりマイスター制度」は、中小企業・団体等のほか教育訓練機関（工業高校等）からの実技指導の実施要望に基づいて、登録されているものづくりマイスターの中から適任者を派遣し、中小企業の若年技能者等に対して技能競技大会の課題や技能検定試験の課題を活用した実技指導等を行うものです。

## （実施体制）

- （1）ものづくりマイスターの認定・登録に必要な事項は、中央技能振興センター（以下「中央センター」という。）が行います。
- （2）ものづくりマイスターの募集等に係る事務、中小企業等からの実技指導要請に基づくコーディネートは、都道府県技能振興コーナー（以下「都道府県コーナー」という。）が行います。
- （3）中央センター及び各都道府県コーナーは、厚生労働省の委託を受け中央職業能力開発協会（以下「中央協会」という。）、都道府県職業能力開発協会（以下「都道府県協会」という。）が開設しているものです。

## （認定基準）

ものづくりマイスターは、別表左欄各号に掲げる職種（以下「認定対象職種」という。）ごとに、次の(1)から(3)までのすべての要件を満たす者としてします。

- （1）次のアからカまでのいずれかに該当すること
  - ア 認定対象職種の特級又は1級若しくは単一等級の技能士
  - イ 技能五輪全国大会の競技職種のうち、別表の右欄に掲げるものにおける成績優秀者（銅賞まで）
  - ウ 卓越した技能者（現代の名工）のうち認定対象職種に該当するもの
  - エ 高度熟練技能者のうち認定対象職種に該当するもの
  - オ 都道府県又は管内の地方自治体が行う熟練技能者表彰・認定制度のうち、被表彰者が技能検定1級又は単一等級と同等以上の技能を有している旨を都道府県が認定したものにより表彰・認定を受けた者であって、認定対象職種に該当するもの
  - カ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により、1級又は単一等級の技能検定の実技試験の免除を受けることができる者のうち認定対象職種に該当するもの
- （2）当該職種の実務経験が15年以上あること
- （3）技能の継承や後進者の育成に関して意欲を持って活動する意思及び能力があること

## (申請資格)

次の要件を満たしていることを申請資格とします。

- (1) 応募時に、企業等に所属している方は代表者又は所属長の、それ以外の方は第三者（二親等以内の親族関係にある者を除く。）から、ものづくりマイスターとしてふさわしい者として推薦を受けられる方。
- (2) 認定を受けた場合、プロフィール・指導内容等の公表が可能であること。

## (申請方法)

- (1) 認定を希望する方は、都道府県コーナーへ「ものづくりマイスター認定申請書」を提出してください。提出先は、原則として在職者の方は事業所所在地、在職者でない方は居住地としています。
- (2) 都道府県コーナーにおいては、受付の際に申請資格等を確認のうえ、必要に応じて面接を行い認定審査のために中央センターへ提出します。

## (認定申請書の記入に当たっての留意事項)

- (1) 認定要件等の確認に必要な資格・免許等の写しを認定申請書に添付してください。（写しは縮小も可。）
- (2) 認定申請書の各項目の記載に当たっては、楷書体で簡潔に記入してください。  
なお、ホームページへの掲載文字数の制限を設けていることから、記入内容が文字制限数を超えた場合は、一部割愛することがあります。
- (3) 記載項目のうち、「得意とする指導内容」欄には、「指導する職種」、「対象となる機械/作業等」、「指導内容/方法/目標到達度等」の順でご記入ください。

（例）

機械加工職種 旋盤作業 技能検定2級合格を目標に作業ポイントを押さえた指導

- (4) 企業に所属している方は企業の承諾が必要となりますので、認定申請書の推薦欄に代表者又は所属長等の署名捺印のうえ提出してください。

## (ものづくりマイスター認定及び登録)

- (1) 中央センターでの審査の結果は、都道府県コーナーから通知されます。ものづくりマイスターに認定された方にはものづくりマイスター認定証を併せて交付します。
- (2) ものづくりマイスターに認定された方はデータベースに登録し、原則として指導技法研修受講後にホームページで認定職種及び次の内容を公表します。
  - ① 氏名及び性別（旧漢字の方は、ホームページ上では外字となるため常用漢字での表示）
  - ② 登録地（都道府県名）
  - ③ 所属企業名及び所在地（市区町村まで）
  - ④ 技能に係る主な取得資格・免許等
  - ⑤ 得意とする指導内容
  - ⑥ 活動条件
  - ⑦ 主な技能指導実績（指導の目的・内容、期間）

なお、上記以外の内容は、中央センター、都道府県コーナーの関係者のみが、当該事業の共有情報として扱います。

## (登録内容の変更)

ものづくりマイスターの登録内容に変更が生じた場合は、指定された書面で速やかに登録地の都道府県コーナーへ連絡してください。

(登録の解除)

次の事項のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとします。

- (1) 本制度の目的又は内容を逸脱した行為を行ったと認められる場合、又は今後の活動が見込めない場合
- (2) 登録内容に虚偽が判明し、悪質と判断した場合
- (3) ものづくりマイスター本人から、登録取消しの申し出があった場合

(ものづくりマイスターの派遣活動)

「ものづくりマイスター制度」に係る派遣技能指導者として、厚生労働省が定める事業実施要領及び各都道府県コーナーの事業計画に基づいた派遣を依頼します。

また、製作実演等の実施に協力をお願いすることがあります。

(個人情報の取り扱い)

提出いただいた個人情報は、個人情報保護法の趣旨に則り適切に管理いたします。

なお、個人情報の取扱い等については、受託者である中央協会及び都道府県協会のホームページ等を参照してください。